○自然災害等に被災した学生に対する授業料等減免規則

（目的）

第1条　この規則は、災害救助法が適用された地域において被災した世帯に属する本学学生（外国人留学生を除く。）を支援するため、授業料等の減免の取扱いについて定めることを目的とする。

（対象者）

第2条　減免の対象となる者は、災害救助法適用地域に居住する世帯の学生で、当該災害が発生した年度に在籍している者及び当該災害が発生した年度の翌年度に本学に入学した者とする。

（減免の基準及び内容）

第3条　減免の金額は、被災の状況に応じて次の通り区分する。

(1)　世帯の家計支持者が、当該災害を直接の原因として死亡または行方不明となつた場合、被災した年度から卒業または修業年限まで（入学者の場合は入学年度）の学費（授業料、施設設備費、維持費を含み、その他の履修費、受講料等を除く。以下同じ。）の全額を免除する。

(2)　世帯の家計支持者が、当該災害を直接の原因として収入の方途が絶たれるなど著しい家計急変があつた場合、被災した年度（入学者の場合は入学年度）の学費の全額を免除する。

(3)　世帯の家計支持者が居住する家屋が当該災害により全半壊や流失等の損壊等の被害を受けた場合、または避難生活を余儀なくされた場合、被災した年度（入学者の場合は入学年度）の学費の2分の1の額を免除する。

(4)　前3号の対象者のうち、当該災害の翌年度に入学した者は、入学金の全額を免除する。

(5)　第1号から第3号までの対象者のうち、当該災害の翌年度に入学を希望する者は、検定料または選考料の全額を免除する。

2　大学院博士後期課程の学生及び高等教育の修学支援新制度の適用を受けている者の減免の金額は別に定める。

（選考基準）

第4条　前条第1項第2号の適用を受ける者は、次の各号のいずれかの収入基準を満たさなければならない。

(1)　給与所得者の場合：前年の源泉徴収票における支払金額（税込）が841万円以下であること。

(2)　給与所得者以外の場合：前年の確定申告書等の所得金額が355万円以下であること。

(3)　前2号に関わらず、当該災害の影響により、当該年度の収入見込額が前2号に定める金額以下となることが証明できること。

（申請手続）

第5条　減免を受けようとする者は、別に定める申請書に以下の書類を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1)　自治体が発行する罹災証明書

(2)　家計支持者の所得を証明する書類（課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写し、収入見込証明書等）

(3)　死亡診断書または行方不明を証明するもの（第3条第1項第1号に該当する場合）

(4)　その他、本学が必要と認める書類

（選考及び決定）

第6条　減免の可否及び減免額は授業料等減免審査会議において審査し、通学課程の学生については学生生活委員会、通信教育課程の学生については通信教育課程教務委員会の確認の上、大学運営会議で学長が決定する。

2　決定した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

（継続審査）

第7条　第3条第1項第1号の規定により、次年度以降も継続して免除を受ける者については、毎年度、家計状況等の確認を行うものとする。

（免除の取消し）

第8条　偽りその他不正の手段により減免を受けたことが判明した場合は、学長は減免の決定を取り消し、免除した金額の全額または一部を納付させることができる。

（事務所管）

第9条　本規則に関わる事務は、通学課程の学生については教務チーム、通信教育課程の学生については通信教育チームが所管する。

（改廃）

第10条　本規則の改廃は、大学運営会議の議を経て、法人運営会議が行う。

附　則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。